

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定及び導入支援制度が始まります

京都府では、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、中小事業者等による府内での自立型再生可能エネルギーの導入促進を目指し、設備導入に関する計画認定制度を創設するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度（税制優遇（事業税の減免）や補助制度）が始まります。本制度を活用し、事業所における自立型再生可能エネルギーの導入を検討ください。

計画認定

計画認定申請期間 平成27年10月1日（木）から（随時受付）

計画認定期間 平成27年10月1日（木）以降の計画認定日から平成33年3月31日（水）まで
（上記期間内で、申請者が任意に認定期間を設定します。）

※平成33年3月31日までに自立型再生可能エネルギー設備を導入・設備設置完了することが必須となります。

平成33年3月31日以降に設備設置完了となる場合は、いかなる場合においても認定対象外となります。

計画認定及び支援制度（税・補助金）

	対象事業①（条例第19条第1項第1号）	対象事業②（条例第19条第1項第2号）
対象者	中小事業者（資本金の額1億円以下）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人
対象事業	再生可能エネルギー設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、 <u>自己消費を目的として発電を行う事業</u> ※自己消費を目的とするため、FITによる全量売電は認められません。	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業
対象設備	再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）及び効率的利用設備（蓄電池・EMS等）	再生可能エネルギー設備（ <u>太陽光発電設備は対象外</u> ）
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を受けることができます※1	
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価額の1/3（上限1,000万円）	
補助金※2	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 設備取得価額の1/3（上限500万円）	

※1 1事業者につき、認定は1回限りとします。また、当該支援制度は、京都府以外（国や市町村等）の補助制度等と併用することが可能です。ただし、詳細は、各補助制度等の諸条件を確認ください。

※2 補助金については、平成30年度事業が対象（詳細については、下記までお問い合わせください）。なお、平成31年度以降の補助金については、現時点では未定。

【お問い合わせ先】 京都府環境部エネルギー政策課
電話：075-414-4298
E-mail：energy@pref.kyoto.lg.jp

